

## 門真市公益通報者保護制度実施要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、職員等からの法令違反に関する公益通報及び外部の労働者からの公益通報を適切に処理するため、通報処理に関する基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、市及び事業者の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この要綱において「職員等」とは、市職員（嘱託職員、臨時職員を含む。）及び市の契約先の労働者をいう。

2 この要綱において「公益通報」とは、法第2条第1項に規定する公益通報をいう。

3 この要綱において「公益通報者」とは、法第2条第2項に規定する公益通報者をいう。

### (総括通報等責任者)

**第3条** 職員等から内部通報先に対してなされる公益通報対応業務を総括するため、総括通報等責任者を置き、総務部長をもって充てる。

2 総括通報等責任者は、公益通報対応業務に関する研修の実施、通報に関する調査の進捗等の管理、通報等を理由とする不利益な取扱いの防止その他通報等への適切な対応の確保に関する業務を総括するものとする。

3 総括通報等責任者は、総務課の職員で指名する者を公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）として定める。

### (窓口の設置)

**第4条** 職員等からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）及び相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を、総務課に設置する。

2 総括通報等責任者は、前条第3項の規定により従事者を定めるときは、別に定める公益通報対応業務従事者指定書により、指定された旨を通知する。

### (公益通報窓口の職員等の責務)

**第5条** 従事者は、通報を受付するときは、通報者の秘密保持に配慮しなければならない。

2 従事者は、通報により知りえた情報について、情報の共有範囲を限定するとともに、通報に関する秘密を漏らしてはならない。

3 総括通報等責任者及び従事者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(通報対象の範囲)

**第6条** 通報窓口及び相談窓口において受け付ける通報及び相談は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市（市の事業に従事する場合における職員、代理人その他の者を含む。）についての法令違反行為（当該法令違反行為が生ずるおそれを含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、適正な業務の推進のために本市において定める事項（公益通報の受付等）

**第7条** 通報窓口においては、通報者の氏名及び連絡先並びに公益通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者に対する不利益取扱いのないこと及び通報者の秘密は保持されることを、通報者に対し説明するものとする。

2 市は、通報を受付した後、公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

3 市は、匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

(調査の実施)

**第8条** 市は、公益通報を受理したときは、速やかに通報対象事実について必要な調査を実施しなければならない。

2 調査の実施に当たっては、公益通報者の秘密を守るため、公益通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。

3 利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、調査中は、調査の進捗状況について、公益通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は速やかに取りまとめ、その結果を、遅滞なく通知するよう努めなければならない。

4 市は、公益通報の受理から処理の終了までの必要と見込まれる期間を、公益通報者に対し、遅滞なく通知するよう努めなければならない。

(調査担当等)

**第9条** 前条の調査は、総務部長、環境水道部長又は教育部長が行うものとする。

2 前項の調査に係る庶務は、総務課において行うものとする。ただし、第12条第1項に該当する場合は、この限りではない。

(措置の実施)

**第10条** 市は、調査の結果、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置をとらなければならない。

2 市は、前項に規定する措置をとったときは、その内容を、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、公益通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(通報者等の保護)

**第11条** 市は、通報窓口または相談窓口に相談した者に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

2 市は、通報窓口又は相談窓口に相談した者に対し、通報又は相談したことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱い等を行った者に対し、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

3 市は、正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした職員に対し、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

4 市は、公益通報者を特定させる事項を必要最小限を超えて共有することを防ぐ措置をとるものとする。

5 市は、必要範囲を超えて情報共有された場合には、適切な救済及び回復の措置を講ずるとともに、公益通報者の探索を行うことを防ぐための措置を講ずるものとする。

(協力義務)

**第12条** 職員等は、正当な理由がある場合を除き通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

2 職員等は、本要綱に定める通報について、他の公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(職員等以外の者からの通報)

**第13条** 職員等以外の者から、本市が権限を有し、かつ、本市以外の法人等が行う事務について公益通報があったときは、総務課において通報内容を聴取し当該事務を所管する課等に通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知を受けた課等は、当該公益通報を受け付け、適切に対処しなければならない。
- 3 職員等以外の者から、市が権限を有しない公益通報があったときは、総務課において、権限を有する行政機関を通報者に対し、遅滞なく教示するとともに、適切な情報を提供しなければならない。
- 4 職員等以外の者からの相談を受け付ける窓口を、総務課に設置する。
- 5 職員等以外の者からの公益通報の処理は、職員等からの公益通報の規定を準用する。

(運用状況の公表)

**第14条** 市長は、公益通報制度の運用状況について、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、適宜、公表するものとする。

(関連文書の管理)

**第15条** 公益通報の対応に係る記録及び関係資料については、門真市文書管理規程(平成元年門真市訓令第3号)の定めるところにより適切な方法で作成し、保存しなければならない。

(制度の周知等)

**第16条** 市長は、職員に対して、定期的に法及び公益通報に関する教育及び周知を行うものとする。

- 2 市長は、従事者に対して、公益通報の適切な運用を確保するため、通報した者を特定させる事項の取扱いについて、特に十分な教育及び周知を行うものとする。
- 3 公益通報対応体制について、定期的な評価、点検等を実施し、必要に応じて改善するよう努めるものとする。

(その他)

**第17条** この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成19年2月14日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成21年4月27日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成23年11月17日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定（「教育次長」を「学校教育部長」に改める部分に限る。）は、平成26年3月31日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。